

財務省告示第百十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十六年二月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成十六年三月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第三十四

回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和
 二十六年法律第一百一号）第十一
 条第一項並びに国債整理基金特
 別会計法（明治三十九年法律第
 六号）第五条第一項及び第五
 条

三 振替法の適用等 社債等の振替に関する法律（平
 成十三年法律第七十五号）以下
 「振替法」という。の規定の適
 用を受けるものとし、その振替
 機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
 う。）による発行（以下「価格競
 争入札発行」という。）及び価格
 競争入札発行と同時に競争入札
 であつて、価格競争入札におい
 て定められた利率をその利率と
 し、価格競争入札において募集
 の決定を受けられた各申込みの
 価格を募入額にその加重平均し
 て得られる価格による発行（以下
 「競争入札発行」という。）

五 募入決定の方法

非競争入札発行（以下「

十一 発行日
 十一 発行価格
 十 価格競争
 十二 入札発行
 十三 非競争入札発行
 十三 利率
 十三 経過利率
 十三 払込み

平成十六年二月二十五日
 額面金額百円につき百円十銭以
 上の金額の応募価格
 額面金額百円につき百円十一銭
 年〇・五パーセント
 募入決定の通知を受けた者
 は、払込金額に加え、次の算
 式により算出した金額を第二
 十号に規定する期日に払い込
 むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{67}{365}$$

十四 初期利子

(二) 発行時において、その利子に
 係る所得税が源泉徴収される
 ものとして振替口座簿中の口
 座に記載又は記録されるもの
 について、前記(一)の算式によ
 り算出した金額から当該金額
 に百分の二十を乗じた金額(た
 だし、当該国債を発行時におい
 て取得する者が非居住者又は
 外国法人である場合には、前記
 (一)の算式により算出した金額
 に当該非居住者又は外国法人
 が適用を受ける所得税の税率
 を乗じた金額)を控除すること
 ができる。
 平成十六年六月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う(以下、
 次号及び第十六号において規定

